

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年8月7日(金) 午前9時30分
  2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
  3. 農業委員 27名中27名出席し、その氏名は次のとおり  
1番 國岡道夫 2番 太田修 3番 松本英樹  
4番 尾上昭則 5番 小西勝正 6番 高原敏正  
7番 大河原誠 8番 大森一廣 9番 片岡一矢  
10番 木下泉 11番 宇津木利正 12番 太田一己  
13番 川野実重 14番 河崎繁 15番 雪上勲  
16番 古澤直通 17番 高原峯夫 18番 大森茂利  
19番 藤澤美芳 20番 長船裕一 21番 永守修一  
22番 久山英之 23番 上村善亮 24番 石黒五月  
25番 大内美智子 26番 原野健一 27番 石原芳高
  4. 議事に参与した者  
事務局長 日並 洋一郎  
事務局 河原 克仁  
事務局 心光 浩太
  5. 議事内容  
報告事項 農地法許可に係る専決処分について  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用  
権設定・利用権移転)
- そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、  
第5回の総会を始めさせていただきます。  
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長(会長) おはようございます。平成27年度第5回目の農業委員会総会という  
ことでご案内申し上げましたところ、今まで経験したことがないよう  
な暑さが続いている中、みなさまにご出席をいただきましてありがと  
うございます。本日も適正な審査をよろしくお願ひします。
- 事務局 長 ただいま出席委員数は定数27名のうち27名ということで、瀬戸内  
市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立しているこ  
とをご報告いたします。  
以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署  
名委員さんに22番・久山委員さん、23番・上村委員さん、よろし  
くお願ひ致します。  
それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。  
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から  
説明をお願いします。
- 事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂  
きます。  
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬  
戸内市農業委員会第4回総会で農地転用許可相当と議決されました■  
■外3件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平  
成27年7月28日付けで許可が適当であるとの意見答申がありました  
ので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の  
決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したもので  
ございます。  
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か  
ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。  
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上  
報告承認とさせていただきます。  
それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請についてで  
す。まず1番案件について、この中に当事者がおられる案件でござい  
ますので、この1件を先に審議いたします。当事者の■■委員さんは  
ご退出をお願いします。  
（■番委員・■■委員退席）

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは1番案件から説明させていただきます。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,335㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は15,560㎡。家族数は4名、耕作者数は3名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは1番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さんお願いします。

■■番委員 ■■番、■■でございます。1番案件についてご説明いたします。この件に関しましては、今譲渡人の■■さんは農業を辞めようとお考えで、そのすぐ近くの農地で■■さんが畑を耕作しております。それを

増反ということなので特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方、挙手願ひします。  
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
(■番委員・■■委員着席)  
それでは2番案件以降につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは2番案件から説明させていただきます。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【2番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は3,215㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は17,492㎡。家族数は5名、うち耕作者数は3名です。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■円となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります。農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業

上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【3番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は343㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は584㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は289㎡です。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は7,242㎡。家族数及び耕作者数は3名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番

地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は461㎡です。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は10,101㎡。家族数は4名、うち耕作者数は2名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず2番案件の担当委員さん■番・■■■委員さん、お願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■■です。2番案件ですけども、譲受人の■■■さんは現在、結構多くの田んぼを作っておられます。ある時、この田を譲ってほしいという話をしたところ、■■■さん自身も遠方より管理するのは年齢のこともあり難しいということで、是非■■■さんに耕作してほしいということで話がとんとん拍子にすすみました。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは続きまして3,4番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん  
お願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。譲渡人の田んぼは■■の集落の中にあり、譲受人である■■さん、■■さんのお二方の住居の近くにありま。そこは現在耕作放棄地に近い形になっており屋敷の周りが草まみれになってどうにもならないということで、話を3人でしたところ、それぞれ家の近いところを引き受けると言うことでまとまりました。問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願ひます。  
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
それでは、続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

#### 【1番案件】

1番案件に参ります。借人「■■■■番地 ■■ ■■■」。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地「■■■■」。地目は「畑」。面積は60㎡。転用目的は「分家住宅」、施設の概要は「住居 1棟 41.92㎡、車庫 15.00㎡」です。建ぺい率は「36.72%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■■となっております。資金については、自己資金が■■■円で借入金■■■円です。隣地の被害はありません。なお、使用貸借権設定するもので10aあたり無償となっております。また転用農地は農用地区域外農地です。また、場所につきましては、資料4ページをご覧ください。

■■■■から■へ約500mに位置しております。

#### 【2番案件】

それでは2番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■ ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は980㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 980.00㎡」。農地区分は第2種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金については、自己資金■■■円です。隣地の被害はありません。なお所有権移

するもので、10aあたり■■■円となっております。なお転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料5ページをご覧ください。■■■■■から■に約50mのところに位置しております。

【3番案件】

続きまして3番案件に参ります。借人「■■■■■番地 ■■ ■■■」。貸人「■■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地「■■■■■」。地目は「畑」。面積は525㎡。土地の所在地「■■■■■」。地目は「畑」。面積は241㎡。土地の所在地「■■■■■」。地目は「畑」。面積は38㎡。転用目的は「露天駐車場」です。施設の概要は「露天駐車場 804.00㎡」です。農地区分は上から、農用地区域内農地、第2種農地、第2種農地となっており、10aあたりの収量はすべて■■■となっております。資金は、自己資金■■■円です。隣地の被害はありません。なお、賃貸借権設定するもので、10aあたり年間■■■円となっております。また、転用農地は農用地区域内農地で、一時転用期間は平成27年10月1日から平成30年9月30日までとなっております。場所につきましては資料6ページをご覧ください。■■■■■から■の方向に約150mのところに位置しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1,2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。1番案件ですが、この■■■さんというのは■■■さんのお孫さんでして、■■■さんの実家のすぐ前の土地に■■■さんの家を建てるということで問題ないと思います。それから2番案件ですけど、■■■さんの参拝者の駐車場がないということで県道は挟んでおりますがここへ駐車場を作りたいということです。こちらも問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、3番案件について■番・■■委員さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。これは借人の■■■さんが■■■の堆肥を運ぶ際に駐車場がないということで、■■■さんに三年間の期限で貸してもらうということで別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの第2号議案につきまして皆様のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。



第2号議案、農地法第5条許可申請について、1番から3番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。

【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。

事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、9月10日木曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、10月9日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第5回総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時25分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年8月7日

議 長

署名委員

署名委員